

大和市環境を守り育てる基本条例（逐条解説）

前文

私たちのまち大和は、境川とその流れの源を大和に発する引地川に囲まれ、水と緑の豊かな自然環境に恵まれるとともに、市域の中央を走る鉄道や道路による交通の便利な神奈川の中核都市として発展してきた。

しかし、人口の集中、産業の拡大などによる都市としての発展に伴い、自動車の排出ガスによる大気の汚染、身近な自然である緑の減少、廃棄物の増大など都市生活型の環境問題が深刻化してきており、加えて、基地をめぐる様々な問題も存在している。

さらに、私たちの日常生活や事業活動を通じての便利さや豊かさの追求により、地球の温暖化、オゾン層の破壊など、環境問題は地球規模へと拡大し、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

このように、私たちは、自然生態系の微妙な均衡の中で、限りある良好な環境の恵みを受ける一方、私たちの日常生活や事業活動による影響は、この自然生態系の復元力を越えるまでに拡大してきた。

しかしながら、この健全で恵み豊かな環境の恵沢は、将来にわたって維持されなければならない。

私たちは、ここに改めて望ましい大和のまちや環境の姿、すなわち「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指し、連帯して努力していかなければならない。

このような認識の下、環境について深く理解するために学び、これまでの生活及び事業活動並びにそれらに連なる体系を見直し、並びに人、動物、植物などすべての生命の基盤である良好な環境の保全及び創造をしていくことに継続して取り組むため、ここに、この条例を制定する。

【解説】

- ・前文は、大和市の環境における地域特性や現況を盛り込みつつ、条例制定の背景や望ましい環境の将来像を明らかにし、その実現に向けた条例全体の基本姿勢等を謳ったものです。
- ・大和市は、神奈川県ほぼ中央部に位置し、水と緑の豊かな自然環境に恵まれるとともに、交通の利便性にも恵まれた中核都市として発展してきました。
- ・しかし、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口の増加と第二次、第三次産業の拡大による都市としての発展に伴い、自動車排出ガスの増加による大気の汚染、田畑や森林が宅地や商工業地域へ代わることによる緑の減少、日常生活や事業活動から排出されるごみ量の増加など都市生活に密着した環境問題が顕在化してきており、加えて、基地の存在による騒音や安全性の確保等も課題となっています。
- ・さらに、日常生活や社会経済活動を通じて便利さや豊かさを追求することで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増加し、地球の温暖化が進み、またスプレーの噴射剤やクーラーの冷媒などに含まれているフロンが大気中に排出され、オゾン層が破壊（オゾン層は、有害な紫外線から地球上の生命を守っています。）されています。このように、環境問題は地球規模へ拡大し、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っています。
- ・人類は、地球上の多様な生物の生息と大気や水、土などの環境と生命をめぐる微妙な均衡の中で、

限りある良好な環境からの恩恵を受ける一方、日常生活や事業活動による環境への影響は、この自然の生態系が持っている排出物質の再生、浄化作用などの復元能力を超えるまでに、量的、質的に拡大してきました。

- ・しかしながら、人類に対して、環境が与える有形、無形の福利は、将来の世代に継承していく必要があります。
- ・大和のまちや環境の望ましい姿として、「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指します。
- ・このような認識のもとに、大和市は、良好な環境の保全及び創造をしていくための基本的な枠組みを、条例として定めるものが「大和市環境を守り育てる基本条例」です。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来のすべての市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・本条例に規定している事項を総括的に記述し、この条例の目的が「現在及び将来の全ての市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与すること」であることを定めています。
- ・環境の保全等についての基本理念、市民・事業者・市各主体の役割及び施策の基本となる事項について示し、これに基づく施策を総合的(全体として有機的連携を図りながら)かつ計画的(将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てながら)に推進し、将来にわたって市民の健康で安全かつ文化的な生活を確保することを定めています。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

【解説】

・この条例において用いられる「環境への負荷」、「地球環境保全」及び「公害」の用語の定義を定めたものです。

・第1号について

環境への負荷は、人が様々な活動を行うことで環境に加えられる影響であり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものです。例えば環境から有用物を採取することや環境へ不用物を排出する活動により、その影響が自然の回復（再生、浄化）能力を超え、動植物等の自然物が損傷されること、自然の景観が破壊されること等に伴い、人の健康又は生活環境に被害が生じ、自然からの恵沢が確保されなくなるおそれのあるものを指します。

・第2号について

地球環境保全は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加による地球の温暖化、フロンが大気中に排出されたことによるオゾン層の破壊の進行、油流出等による海洋汚染、野生生物種の絶滅の進行による種の減少、その他（酸性雨、砂漠化等）地球全体又は地球の広い範囲の地域の環境に影響を及ぼす事態を対象としています。合わせてこれは、人類共通の課題であるとともに、市民自身の現在及び将来にかかわる問題であるとの観点を明らかにしています。

・第3号について

公害は、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動により生ずる広い範囲の地域での大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産及び動植物と育成環境を含むことを明らかにしています。）に係る被害が生ずることです。

<人の活動により>

人為的な原因に基づくものに限られ、天然自然の現象を原因とする人の健康や生活環境の被害を含まない趣旨です。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境の有限性を認識することによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる、循環を基調とした社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市民、事業者及び市のそれぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての市民にとって、良好な環境を確保する上での重要な自らの問題でもあることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

【解説】

・本条では、環境の保全等に関する施策の基本的な方向性を示したもので、環境の保全等の確保と将来への継承、人と自然との共生と循環型社会の構築、公平な役割分担、地球環境保全の積極的推進などの理念を定めています。

・「環境の保全及び創造」における「環境の保全」とは、公害の防止、自然環境の保全、まちなみの保存等を推進することにより、良好な環境を守ることであり、「環境の創造」とは、現在の環境に何らかの行為を加えて、より良い環境を創り出すことです。今日では、単なる保全以上のものが求められる状況にあることから、「保全」と並べて「創造」という概念も示しています。

・第1項について

現在及び将来の市民の生活の基盤は「環境」であることを明らかにしたものであり、環境についての基本認識を示しています。

「良好な環境」は、前文における健全で恵み豊かな環境ということを指しており、きれいな大気や水等といった環境のもつ恵沢や、自然と触れて得られる人間性の回復や保健休養としての効用等の恵沢が豊かに存在している環境のことです。

・第2項について

かけがえのない自然環境を保全するためには、人が自然から受ける恵沢を感じ、環境の有限性を認識することが必要ですが、このためには、自然とのふれあいの場や機会の確保など人と自然との間に豊かな交流を保つことが必要であり、また、これによって、健全な生態系を維持・回復し、生きものと人との「共生」を確保することを示しています。

また、この循環を基調とした健全な市民社会の発展が持続されなければならないことを示しています。

・第3項について

市民・事業者・市のそれぞれの立場に応じて行うべき姿勢を述べたもので、それぞれの役割・責務を明らかにしておく必要から示したものです。

それぞれの責務には、具体的な活動の公平な役割分担及び環境の保全に要する費用の公平な負担も考え方として含まれています。

『公平な役割分担』

それぞれの立場に応じて、なすべきと期待されることを過不足なく公平に行うことです。

< 市民、事業者、市の役割の順序について >

この条例は、市民、事業者、行政の環境の保全及び創造への取組みを、より一層推進していくために制定することから、市民参加が今後の環境にやさしいまちづくりに必要であり、環境の保全及び創造に関して市民の役割が重要であるとの認識のもとに、市民、事業者、市の役割の順序としています。

なお、それぞれの役割は、公平な役割分担に基づくものであり、責任の重さによって順序を付けたものではありません。

・第4項について

地球規模の環境問題は、本市だけでは解決できない人類共通の課題であり、全ての市民にとっても、健全で恵み豊かな環境を確保する上で自らの重要な問題であることを認識し、全ての日常生活及び事業活動において地球規模の環境保全に向けた取組みを推進しなければならないことを示したものです。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

【解説】

・第1項について

今日の大気汚染、水質汚濁、地球温暖化、廃棄物の排出量の増大などの環境問題の多くは、事業者の事業活動のみならず、市民一人ひとりの生活から生ずる環境への負荷の集積からも発生しています。

このような環境問題の解決のためには、市民一人ひとりの取組みが重要であり、特に、市民の日常生活を環境への負荷がより少ないものに変革していく必要があることを規定しています。

『日常生活に伴う環境への負荷の低減』

具体的には、例えば生活排水による水質の汚濁を防止するため洗剤を適正に使用するように努めること、大気汚染の著しい地域においてなるべくマイカーを使用しないように努めること、エネルギー効率の良い製品や再生資源を使用した製品等、より環境への負荷の少ない製品を購入するように努めることや家庭から出るごみの量を減らすように努めることなどが考えられます。

・第2項について

前項に定める環境への負荷の低減への努力のほか、環境の保全等への努力及び市の施策への協力を

ついて規定しています。

『環境の保全等に自ら取り組む』

具体的には、例えば旅行中にごみをポイ捨てして自然環境を害しないことなど日常生活以外の活動に係る環境への負荷の低減や地域のリサイクル活動への参加など自ら環境の保全と創造に取り組むこと、庭に植物（木や花など）を植えることなどが考えられます。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、及び自然環境を適正に保全する措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

【解説】

・環境への負荷の原因者としては、事業者だけではなく市民も原因者として捉えられます。しかし、市民の場合と比べて事業者による環境への負荷の量が多いこと、事業のための組織を有しており、環境の保全等のための措置を実施できる相当の物的人的能力を有することなどの点で、事業者は市民とその果たすべき役割が異なることから、改めて規定するものです。

『事業者』

本条例にいう「事業者」は、反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合としています。

従って、事業者は必ずしも営利を目的として事業を営む者に限定されず、公益事業を営む者も含まれます。また、地方公共団体、市民についても事業を営む主体として捉えられる場合には、「事業者」と考えられます。

・第1項について

事業者がその事業活動を行うにあたっては、自らの責任において地域の環境や地球環境にも配慮しながら、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を防止するなど、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じていく責務があることを示したものであります。

・第2項について

事業活動に係る製品やその他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を少なくするよう、また、再生資源等の環境への負荷を少なくするよう原材料、役務等を利用し、又は提供するように努めることなど、事業活動の全ての段階において環境への負荷を少なくするよう努めるこ

とを事業者の役割として示したものであります。

『再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等』

古紙、廃プラスチックなどの再生資源やエコ商品、グリーン商品など環境への負荷の低減に配慮したものの、共同輸配送等により合理化された環境への負荷の少ない物流サービスの提供のほか、再生資源を利用して作られた製品(リサイクル商品)、ごみ焼却場の廃熱など都市の廃熱が考えられます。

・第3項について

前2項に定める環境への負荷の低減への努力のほか、事業活動における環境保全への負荷の低減に資するため、事業者自らが積極的に取り組むとともに、市の施策への協力することを規定しています。

具体的には、環境管理体制の整備実施、環境担当組織の設置、環境の保全活動に関する年次報告の作成、公表、環境学習の推進などが考えられます。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域を超えた広域的な取組を要する施策を策定し、及び実施するときは、国及び他の地方公共団体と協力し、その施策の推進に努めなければならない。

【解説】

・環境の保全等に取り組む市の役割、姿勢を示しています。

『市』

地方自治法に規定する普通地方公共団体で、議決機関の議会、執行機関の市長、教育委員会、行政委員会等の総体としての市を意味しています。

施策の具体的な実施主体を明確にし、具体的な義務づけを行う場合は「市長」を用います。

・市も公的施策の主体として捉え、その面での役割と責任があります。

・市自身も、様々な活動を行っており、それに伴って環境の保全上の支障が生じることもあり得ることから、市の事業活動に伴って生ずる場合は事業者としての責務を負うものです。

・第1項について

環境の保全等にあたって市の果たす役割は極めて大きくかつ重要です。環境の保全等に関する事項は、広範囲かつ多岐にわたっており、これらに適切に対応するための基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することが、市の役割であることを示しています。

『環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策』

条例に規定する環境の保全等に関する施策及びこれらを具体化した個別の様々な施策を一般的に示しています。

具体的な施策の内容については、公害の防止、自然環境の保全、生物の多様性の確保、人と自然との豊かなふれあいの確保、景観の保全、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、地球環境保全その他環境への負荷の低減に関する施策等です。

・第2項について

市が実施する施策（情報提供、参加の機会確保、市民意見の環境施策への反映、民間団体等への支援等）や地域環境施策の取組みなどの中で、広域的な取組みが必要な施策を策定し、実施する際には、国及び他の地方公共団体との協力のもと、環境施策の推進に努めることを示しています。

具体的には、自動車交通問題、廃棄物問題、地球環境問題、河川の水質保全のための取組み（上流域との協力）があります。

（施策の方針）

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭を未然に防止すること。
- (2) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水辺、樹林、農地等を適正に保全し、生態系に配慮した身近な自然を創出すること。
- (3) 潤いと安らぎのある安全で快適な都市環境を創造するため、水と緑を生かした都市施設の整備及び地域の特性を生かした都市景観の形成を促進し、並びに歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ること。
- (4) 環境の美化を推進するとともに、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進すること。
- (5) 国、他の地方公共団体その他の関係行政機関及び市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）と連携し、市域の自然的社会的条件に応じた地球環境保全を推進すること。

【解説】

・環境の保全等に関する施策が、公害の防止、自然環境の保全等を広く対象としており、施策手法も広範かつ多岐にわたるため、施策の策定、実施の方法及びその方向性についての基本方針を示しています。

・第1号について

環境の保全等に関する施策の実施にあたっての観点として、人の健康が保護され、及び生活環境が保全されることを明確化し、大気汚染等の環境保全の事象を示しています。

・第2号について

自然環境の恵沢を享受する上での基本的かつ具体的な行動（自然の豊かな地域に出かけて行ったり、街の中の街路樹の緑や水辺地の自然が目に入って、安らぎを覚えたりすることなど）を確保するため、代表例として水辺、樹林、農地の自然環境を適正に保護、整備し、生態系に配慮した自然を創

出することを示しています。

・第3号について

気持ちよく安らぎのある安全で快適な都市環境をつくり出すため、本市の特徴である河川や周辺の緑を生かした都市施設の整備、都市景観づくりを促進するとともに、歴史的文化的資源を保全し、景観づくり等に活かすことを示しています。

・第4号について

環境の美化を推進するとともに、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、生産、流通、消費、廃棄等の経済社会活動の全ての段階で、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用とエネルギーの有効利用が徹底されることを目指していることを示しています。

具体的には、家庭や事業所における冷暖房の節減、太陽熱の利用、省エネルギー機器の導入、紙の節約、廃熱の有効利用、リターナブル容器の使用促進、再生紙の使用促進、水の再利用（雨水、中水）、ごみの資源化（ガラスビン、ペットボトル、建築廃材の再生利用）等を示しています。

・第5号について

地球環境の保全に関する事項は、広範囲かつ多岐にわたることから、国、他の地方公共団体その他の関係行政機関及び市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体と連携し、推進することを示しています。

『これらの者の組織する民間団体』

一般的には、環境の保全等に資する活動を行っている団体をいう。

なお、環境の保全等に資する活動を行う限りにおいて、事業者組合、協同組合、労働組合、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、自治会、青少年団体、地域活動団体など活動の主たる目的が環境の保全でない団体も広く含まれています。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【解説】

・環境基本計画は、本条例の趣旨を実現するため、条例の規定に基づき、環境政策を総合的かつ計画的に推進するための大綱として定めるものであって、環境政策を体系的に示すとともに、環境の保全等に関する長期的目標、施策の方向、その他必要な事項を明らかにするものです。

・第1項について

市長に、今後の環境政策を推進するうえでの基本的な計画として、環境基本計画の策定を義務づけています。

環境基本計画は、本条例に定められた広範多岐にわたる施策を、連携を保ちつつ、全ての主体の公平な役割分担の下に、長期的視点から総合的、計画的に推進するため、市が実施する環境の保全等に関する施策の基本的な方向を示すとともに、事業者、市民に期待される取組みを明らかにし、市民、事業者、市のあらゆる主体の自主的、積極的な取組みを促す役割も併せ持っています。

また、環境基本計画は、本条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、市の基本的な計画として市の内部調整を経て定められるものであり、市で策定する各種の計画においては、環境の保全等に関して、環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとなることが担保されることが求められます。

『市の基本的計画』

「大和市総合計画」を環境面から総合的、計画的に推進するための基本指針となるものです。

・第2項について

環境基本計画は、本条例に定められた広範多岐にわたる施策を、長期的視点から総合的、計画的に推進するため、市が実施する環境の保全等に関する施策の目標や方向、その他必要な事項を定めることを規定しています。

・第3項について

環境基本計画の円滑な推進を図るためには、市民・事業者・民間団体等の自主的かつ積極的な取組みを促進することが必要であり、そのためには、環境基本計画の策定にあたって、各主体の十分な理解と協力を得ておくことが重要です。

環境基本計画は行政計画であり、市長が定めるものですが、計画を定めるにあたっての手続きとして、環境審議会の意見を聴かなければならないことを明記しています。

環境審議会設置の目的は、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項の調査審議にあります。

このため、環境施策の基本指針である環境基本計画は、環境審議会の審議対象となります。

『必要な措置』

説明会の開催、広報による周知と意見聴取、インターネットの利用など、直接、間接を含め広く市民の意見を聴取するための措置を指します。

・第4項について

環境基本計画の推進のためには、計画を公表し、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体等各主体の十分な理解と協力を得ておくことが重要であります。また、この計画は、環境の保全等に関する施策の大綱等を示す基本計画であることから、これを市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体に公表することは、情報の提供の一環としても重要な意味があります。このため、環境基本計画を策定したときは、速やかに公表することを規定しています。

『公表の手段』

広報やまと、パンフレット、FMやまと、インターネット等による広報のほか、新聞等の報道などが考えられます。

(環境への配慮指針の策定)

第9条 市は、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動をするための指針を策定するものとする。

【解説】

・環境基本計画を推進する主体である市、事業者及び市民が自らの行動や生活を通じて望ましい環境像を実現するため、それぞれの立場において環境に配慮すべき事項を明らかにするものとして、環境への配慮指針の策定を規定しています。

(教育及び学習の振興等)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関して理解を深め、並びに環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めなければならない。

【解説】

・今日の環境問題は、日常の経済活動や市民生活に起因することが多く、今後、経済活動のあり方や市民のライフスタイルを環境への負荷を低減させる観点から見直していくことが必要です。そのためには、事業者や市民によって、人と環境との関わりなどについての基本的な知識が修得され、その理解が深められるとともに、自らの意思によって、環境の保全等のために、望ましい活動を行う意欲が増進されることが必要です。このような観点から、市が、環境の保全等に関する教育や学習を振興し、広報活動の充実に努めることを規定しています。

『教育』、『学習』

「教育」は、学校での教育、家庭での教育、勤労の場での教育、その他学習センター、図書館等地

域社会での教育等をいい、「学習」とは、教育の受け手として行われる学習という意味と、自然と触れ合うことなど、環境に関わる自らの活動を通じて自発的に行われる学習という意味の双方を持っています。 具体的な例としては、

機会の提供として

自然観察センター等自然教育・学習に利用できる施設の整備

環境管理センター等社会教育・学習に利用できる施設の整備

人材の育成として

自然観察教室等の開催・環境アドバイザー等による自然解説指導等

広報活動の充実として

広報の実施、パンフ・リーフレット・ビデオ等各種資料の作成配布

「環境週間・月間」などの実施

その他として

環境教育指導、資料・教材等の作成、指導者の登録など

(自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

- ・市民、事業者及びこれらの者が組織する民間団体が自発的に行う環境の保全等に資する活動が効果的に行われていくためには、これらの活動を促進するための必要な措置について市が支援に努めることを規定しています。

『必要な措置』

知識の普及(パンフレット・書籍等の配布、講演会、シンポジウムの開催)、望ましい活動の推奨(活動の認定、表彰...)、資金の確保(各種補助金)、指導、助言(指導・助言者の登録、育成のための研修)等の様々な形態が想定されます。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条に規定する環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

【解説】

- ・自らの意思でその活動の重要性を学習し、活動の目的や方法を決め、環境の保全等に関する具体的な活動を実施するためには、正確な情報が適切に提供、公開されることが不可欠であることから、

市が情報の提供に努めることを規定しています。また、情報の提供及び公開にあたっては、個人情報
の保護や個人及び法人の権利利益の保護に留意しつつ適切に提供することが必要です。

- ・具体的に環境関連行事、環境保全団体等の活動など全般的な環境情報、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況などが考えられます。

(年次報告書)

第13条 市長は、毎年、環境の現況及び環境基本計画に基づく施策の進行状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

【解説】

- ・年次報告書は、市民等に対する情報の手段にとどまらず、市民等が環境の現状に対する認識と理解を深め、それぞれの環境の保全等に関する取組を促進することにもつながる重要なものであることから、その作成と公表について規定しています。
- ・環境の保全等に関する総合的な報告であるため、大気、水質等の環境の状況、自然環境の状況、市の環境に関する施策及びその推進状況等環境に関する全般的事項の報告書になると考えられます。
- ・年次報告は、毎年作成しますが、目標値の範囲が広いものについては、毎年ではない場合もあります。
- ・また、年次報告は環境の保全等に関する基本的な事項であり、環境審議会の調査審議事項として意見を求めることが考えられます。

(監視、調査等の実施)

第14条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の実施に努めるものとする。

【解説】

- ・環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するためには、環境の状況の的確な把握が前提となるものであることから、問題となる環境の状況の把握、原因究明、新たな施策を行った場合の効果、環境の変化が人の健康や生態系に及ぼす影響の予測など、施策の策定の基礎となる必要な調査を行うことが不可欠であり、その実施に努めることを規定しています。
- ・必要な監視とは、環境の保全上の支障の防止のためであるので、いわゆる大気の汚染状況や河川の水質汚濁状況など、現状で調査されているものの監視です。

(推進体制の整備)

第15条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、市民等と協働して環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

【解説】

- ・環境の保全等のための施策を効果的に実施するためには、市はもちろんのこと、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体等の参加と協力が必要であります。
- ・環境の保全等に関する計画の策定や事業の実施において、各主体の意見を十分に取り入れる必要があるという考え方から、積極的に必要な措置を講じるよう努める必要があることを示しています。
- ・第1項について
環境の保全等に関する施策を効果的に実施していくためには、市の各機関相互の連携及び施策の調整を図りながら推進していく必要があり、その体制の整備について規定しています。
具体的には、「環境政策推進委員会」の設置（関係部長で構成）が考えられます。
- ・第2項について
前項同様、環境の保全等に関する施策を効果的に実施していくためには、市民等の参加と協力や環境の保全等に関する計画の策定や事業の実施において、各主体の意見を十分に取り入れる必要があるという考え方から、環境審議会等の意見のみならず、必要な措置を講じるよう規定しています。
具体的には、市及び市民等で構成される組織の整備（懇談会、協議会等の設置）が考えられます。

附 則 (施行期日) この条例は、平成10年2月1日から施行する。

【解説】

- ・本条例には、市民や事業者の責務を規定しているため、市民等への周知期間を経て、平成10年2月1日から施行するものです。